

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…一
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(六件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…一
- 都市計画の案(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…三
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(二件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…四
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人がんサポートコミュニティ

二 代表者の氏名

渥美 隆之

三 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目十番地四号 虎ノ門ガーデン

二一四号室

四 認定の有効期間

平成二十九年九月一日から平成三十四年八月三十一日まで

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)

港区芝浦一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

変更する部分

東京都市計画都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)

港区浜松町二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平
成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により
行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の
案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが
できる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計

画建築物等整備
事業に係る都市
計画に定めるべ
き事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都
市再生特別地区
(虎ノ門一・二
丁目地区)

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平
成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により
行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の
案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが
できる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計

画建築物等整備
事業に係る都市
計画に定めるべ
き事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画特
定街区

芝浦一丁目特
定街区

廃止する部分
港区芝浦一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平
成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により
行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の
案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが
できる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計

画建築物等整備
事業に係る都市
計画に定めるべ
き事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画都
市再生特別地区
(日本橋一丁目
中区)

追加する部分
中央区日本橋一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

虎ノ門一・二丁目地区
港区虎ノ門二丁目及び虎ノ門二丁目
丁目地区
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公

告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

八王子都市計画
区域区分

市街化区域

追加する部分
八王子市川口町、上川町、美山町
及び西寺方町各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

臨海副都心有
明北地区
地区計画

変更する部分
江東区有明一丁目及び有明二丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

東京都都市計画地区計画

大崎駅西口地区
地区計画

変更する部分
品川区大崎二丁目及び大崎三丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側)及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画墓園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画墓園

第五号八柱墓 追加する部分

園 なし

削除する部分

千葉県松戸市紙敷字西金楠台

変更する部分

千葉県松戸市五香西五丁目

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び松戸市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

新宿六丁目地区地区計画

二 位置

変更する区域

葛飾区新宿六丁目地内

三 区域

別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び葛飾区役所

五 縦覧期間

公告の日の翌日から起算して二週間

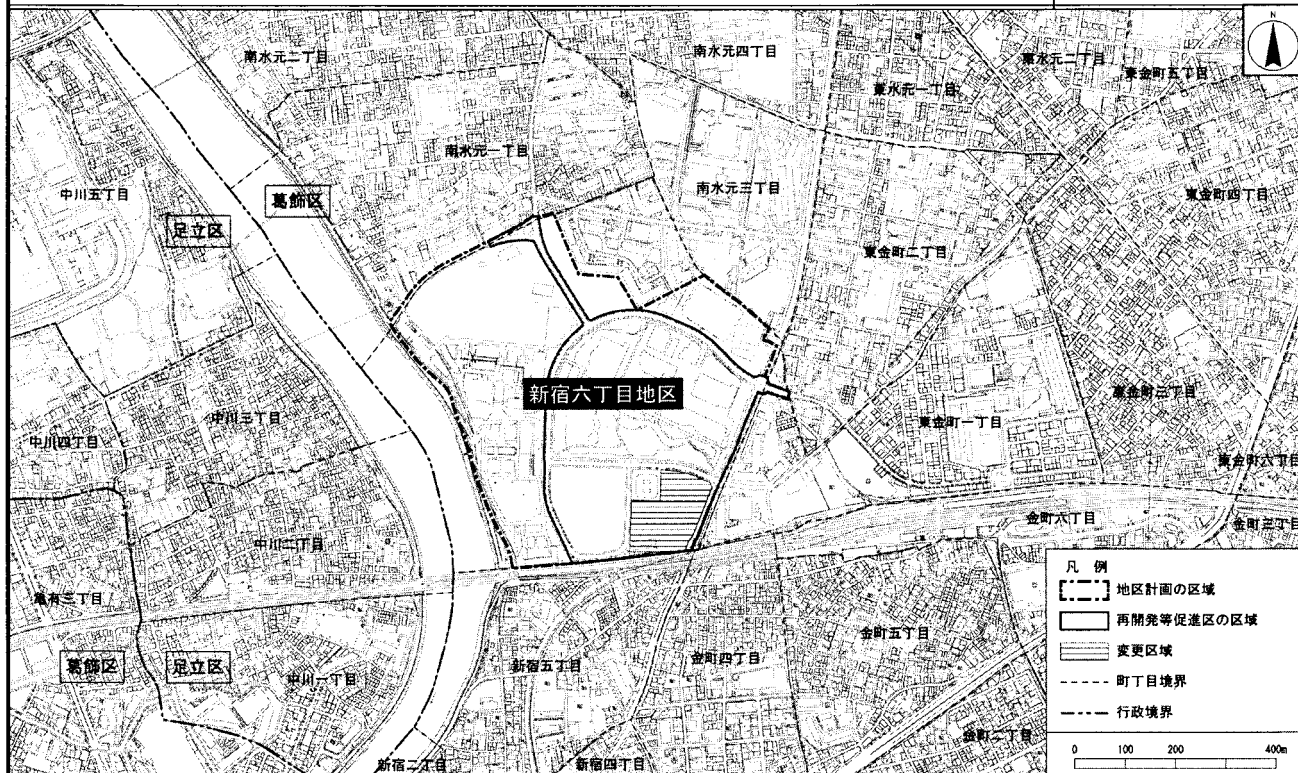
六 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別 図

東京都市計画地区計画
新宿六丁目地区地区計画 区域図

(東京都決定)



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(29都市基交第267号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)29都市基街都第64号、平成29年6月12日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小池 百合子

一 名称
環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

二 位置
変更する区域

港区新橋四丁目、西新橋二丁目、
虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎
ノ門三丁目及び愛宕一丁目各地内

別図のとおり

四 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

五 縦覧期間
公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画 区域図 [東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(29都市基発第270号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 29都市基街都第66号、平成29年6月13日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

二 あきる野市伊奈字森ノ下八百 武蔵野市吉祥寺本町三丁目
 八十四番一及び八百八十五番 二十六番十三号
 株式会社新都市ハウジング
 代表取締役 宇野 勇

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市前沢五丁目千四百三十四番一、同番八十七及び同番八十八
 立川市錦町二丁目四番三号
 株式会社ライズウェル
 代表取締役 渡邊 裕
 調布市小島町一丁目二十八番 神奈川県横浜市都筑区大丸
 十八、同番十九及び同番二十一の各一部
 九番十六号
 株式会社日興タカラコーポレーション

代表取締役 藤田 充彦
 清瀬市下清戸二丁目五百六十番一、同番一地主並びに五百六十六番三及び五百六十七番の各一部
 野村 フミ

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ポンテポルタ千住

二 店舗所在地 足立区千住橋戸町一番十三ほか

三 設置者名 三菱地所株式会社

四 意見

ア 聴取者 足立区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十九年九月二十一日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成二十九年十月十日から同年十一月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この紙は、資源のすべ
 リサイクルできます。